

小規模宅地等についての課税価格の計算明細(その2)

F D 3 5 4 4

被相続人

3 「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

⑤ 評価価格の計算に当たって減額される金額

第11・11の2表の付表2の1の「(1) 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(同表の2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑥ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。

(注) 1 ⑨欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家の
ように具体的に記入します。

2 ⑪欄には、それぞれの宅地等の番号に応する第11・11の2表の付表2の1の「1 小規模宅地等の明細」に記入した宅地等の「⑤ ③のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。

3 ⑬欄の金額を第11・11の2表の付表2の1の宅地等の番号に応ずる⑥欄へ転記します。
4 上記に記入しきれないときは、この用紙を複数枚使用し記入します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要がありません

第11・11の2表の付表2の2（平成22年4月分以降用）